

市内介護事業所に介護職員として 1年以上・3年以上勤務した方に 支援金を交付します

1. 交付対象要件

- (1) 令和6年4月1日以降に、新たに市内の介護事業所等に介護職員等として雇用された常勤職員または非常勤職員(週20時間以上勤務)のうち、次のいずれかに該当する方
 - ①継続して勤務している期間が1年以上2年未満(180日以上従事)
 - ②継続して勤務している期間が3年以上4年未満(540日以上従事)
- (2) 過去5年以内に、市内の別の介護事業所等で介護業務に従事した経験のない方
- (3) 納税する市町村において市町村税の滞納がない方

2. 交付金額

交付対象者の区分		交付基準額
有資格者 (介護福祉士,社会福祉士,看護師等の国家資格、 または介護支援専門員 など)	常 勤	10万円
	非常勤 (週 20 時間以上)	5万円
資格なしで常勤の者		3万円

※1年以上継続勤務、3年以上継続勤務ともに上記の金額となります。

3. 用語の説明

(1)介護事業所等

介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域支援事業等を行う事業所
(居宅療養管理指導、福祉用具を除く)

(2)介護職員

介護サービスにおいて介護、看護、リハビリテーション、生活支援等、直接介護等の実務に携わる方、または居宅介護支援・介護予防支援業務を行う方

(3)有資格者

- ・介護福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、管理栄養士等、厚生労働省が定める国家資格を有する方
- ・介護支援専門員の資格を有する方
- ・介護職員実務者研修を修了した方 等

(4)資格なし

有資格者以外の方

(5)常勤

介護事業所等において、事業所が定める所定労働時間に勤務する方で、介護サービスの提供に従事する方、且つ、年間 180 日以上もしくは 540 日以上従事する方

(6)非常勤

介護事業所等において、介護サービスの提供に従事する方で、週 20 時間以上勤務している方

4. 申請の流れ

① 介護事業所等に雇用されて1年経過後(3 年経過後)から 1 年以内に、以下の必要書類を長寿介護課に提出してください。

(1年以内に申請されない場合は対象外となります)

- ◆ 白山市介護人材確保定着支援金交付申請書(様式第1号)
- ◆ 雇用証明書(様式第2号) ※雇用主が記入する書類
- ◆ 雇用条件を証する書類
(雇用契約証明書または雇用期間及び勤務条件の分かる雇用契約書等)
- ◆ 市町村税の滞納がないことの証明書(参考様式1)
※R7 年 1 月 1 日時点 市外在住者が対象
- ◆ 過去5年以内の勤務履歴を記した書類(参考様式2)
※必要な場合、上記以外の書類提出を求める場合があります。

② 市は申請書類により、支援金の交付の可否について審査します。

③ 審査の結果、支援金の交付を決定した方には、決定通知書をお送りします。

◇申請・お問い合わせ◇

白山市健康福祉部長寿介護課

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

TEL 076-274-9529 FAX 076-275-2211

E-mail choujyu@city.hakusan.lg.jp